

平成15年7月30日発行

第21号

社会福祉法人 水仙福祉会

〒533-0004

大阪市東淀川区小松1丁目14-12

Tel 06-6328-3786 Fax 06-6328-3833

題字 岡村 重夫

## 巻頭言

# 社会福祉施設の地域福祉活動

社会福祉法人 水仙福祉会 常務理事

松村 寛

ここ数年、地域福祉がこれまでになく大きく重視され取り上げられるようになった。国の音頭取りもあって、平成15年度内に各市町村ごとに地域福祉計画の策定が進められているほどで

ある。これに連動して、各市町村の社会福祉協議会では、地域福祉活動計画を作成しつつある。

しかし、ここで目標になっている地域福祉は、地域の社会問題に対して総合的

な解決への指標を示し、住みよい町づくりを進めていくことが主体であって、

社会福祉施設の地域福祉活動とは若干異なるものである。

社会福祉施設にとっての地域福祉活動とは何かについて、残念ながらこれまで余り論議されていない。ただ、施設の閉鎖性を

打破するために、施設のオープン化とか、地域へのアプローチとかがスローガンのように叫ばれてきただけである。そのため社会福祉施設関係者にとって目標が定まりにくいのであろう、啓発的活動やイベント志向になってしまいうきらいがある。

施設はもともと専門的機能を持つ集団であるので、地域に住む高齢者、障害者、子どもたちなど社会的弱者と言われる人たちに対して、

具体的に援助の手をさしおけるソーシャルワークそのものでなければならぬ筈である。決して不特定多数の地域住民一般ではない。その点があいまいなままで、玉虫色のように関係者の意識の中になんか地域福祉が存在するようである。

大切なことは、社会福祉施設が持つ専門的機能を駆使しながら、福祉的支援を必要とする個々の人間とその家族に対して、相談活動をはじめ、問題の所在把握、具体的解決への援助などがダイレクトにおこなわれることではないか。

端的な例を挙げるならば、病院が入院患者だけでなく、一般外来患者の診察治療もおこない、更に必要に応じて訪問診療をするということと同じことである。

したがって社会福祉施設の地域福祉活動とは、外来巡回相談、ホームヘルプ、ガイドヘルプ、レスパイトサービス、ショートステイ、デイサービス、等々の具体的支援こそが活動の主体であることを認識したいものである。

写真は地域交流事業の一つとしてワークセンター豊新でおこなわれたパン教室

